

伊丹市未熟児養育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の規定に基づく未熟児の保健指導及び養育医療給付を実施するため必要な事項について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすくその死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要であるため、医療を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて職員等により未熟児の保護者に対する訪問指導を行うこととする。

(未熟児養育医療の対象者)

第3条 養育医療の対象者は、伊丹市に住所を有しており、法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院を必要と認め、次のいずれかの症状等を有しているものとする。

- (1) 出生時体重2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ア 一般状態
 - (ア) 運動不安、痙攣があるもの
 - (イ) 運動が異常に少ないもの
 - イ 体温が摂氏34度以下のもの
 - ウ 呼吸器、循環器系
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - (ウ) 出血傾向の強いもの
 - エ 消化器系
 - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
 - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの
 - オ 黄疸
 - 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(養育医療給付の範囲)

第4条 養育医療の給付の範囲は、法第20条の規定による次のとおりとし、移送を除

いては、健康保険法における給付と同様の現物給付とする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置，手術及びその他の治療
- (4) 病院又は診療所への入院
- (5) 移送

(養育医療の申請)

第5条 養育医療の給付の申請は、母子保健法施行規則（以下「規則」という。）第9条の規定によるものであるが、その要領については次によること。

- (1) 申請者は、未熟児の保護者（法第6条第4項）であること。
- (2) 養育医療給付申請書（様式第1号）に、医師の記載した養育医療意見書（様式第2号）及び世帯調書並びに市民税額の課税証明を添付させること。ただし、この世帯調書及び課税証明は、住民基本台帳等による確認が可能な場合は、それを用いることも可能とする。

(養育医療の給付の決定)

第6条 市長は、すみやかに養育医療を給付するか否かを決定することとし、給付を行うことを決定したときは、規則第9条第2項の規定による養育医療券（以下「医療券」という。）を申請者に交付し、かつ医療券に記載した指定養育医療機関にその旨を通知すること。

- 2 養育医療の給付を行わないことを決定したときは、すみやかにその理由を明らかにして、申請者に通知すること。
- 3 医療券の交付に際しては、申請者に対し、その取り扱いについて十分指導すること。
なお、医療は、医療券を指定養育医療機関に提出して給付を受けることになっているが、やむを得ない理由により医療券を提出できない場合には、医療を行った後、できるだけすみやかに医療券を提出させること。

(医療券の取り扱い)

第7条 医療券の交付番号は、給付決定の日付順による一連の番号とする。

- 2 医療券の有効期間の記載にあたっては、その始期は、当該指定養育医療機関による当該医療開始日にさかのぼる取り扱いとすること。ただし、出生後1か月を超えて申請をした場合においては、天災等やむを得ない理由のある場合を除き、市が申請書を受け付けた日を有効期間の開始日とする。
- 3 医療券の有効期間は診療予定期間の範囲内とする。ただし、満1歳の誕生日の前日を限度とする。また、当該医療を医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある場合は、事前に担当医師の意見を記した養育医療継続協議書（様式第3号）を提出し、その承認を受けることとし、承認は養育医療継続承認書（様式第4号）によるものとする。

る。指定養育医療機関は、この養育医療継続承認書を医療券に必ず添付しておく。

- 4 やむを得ない理由により当該指定養育医療機関を転院する場合は、新たに申請を行わせるものとする。ただし、転院から1か月を超えて申請をした場合においては、天災等やむを得ない理由のある場合を除き、市が申請書を受け付けた日を有効期間の開始日とする。なお、この場合の申請書には、意見書及び転院を必要とする理由を記載した医師の証明書を添付すること。
- 5 市長は、養育医療の給付の状況を明確にしておくため、養育医療券交付台帳を備え付け、医療券交付の都度これに記載し整理しておく。
- 6 医療券を紛失し、又は毀損した場合は、養育医療券再発行申請書（様式第5号）により再交付することができる。この場合、医療券には再発行と記入する。

（移送費の取り扱い）

第8条 移送費は、指定養育医療機関の医療を受ける場合で、市長が承認した移送について支給する。

- 2 移送は、入院の場合について、未熟児の症状が重篤で緊急やむを得ないと認められ、かつ、要保護家庭等で当該費用を負担できないと認められる場合に承認する。また、移送に際し、介護の必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給することができる。
- 3 移送費の支給を受けようとする者は、事前に、やむを得ない時は事後速やかに、移送承認申請書（様式第6号）により、申請すること。
- 4 市長は、前項の申請を受理し、承認したときは、移送承認書（様式第7号）を交付し、承認しなかった時は、すみやかに通知すること。
- 5 移送承認書の交付を受けた者が、移送費の支給を受けようとする時は、移送費請求書（様式第8号）に移送承認書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて提出するものとする。
- 6 市長は、前項の請求書を受けたときは、その内容を審査し、経路について必要とする片路の交通費の実費の範囲内を支給する。

（指定養育医療機関）

第9条 未熟児の養育医療を担当する機関は、厚生労働大臣、都道府県知事、政令指定都市及び中核市の市長が法第20条第5項の規定により指定する医療機関（以下「指定養育医療機関」という。）とする。

（養育医療費の審査及び支払い）

第10条 養育医療に係る診療報酬は、規則第14条の社会保険各法により負担される分を除いた部分につき、市長がこれを指定養育医療機関に支払うものとする。

（徴収額相当額の決定）

第11条 市長は、法第21条の4第1項の規定により徴収相当額を決定する。なお、この徴収額相当額は、未熟児の属する世帯の市民税額に応じて、月額によって決定するものとし、「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱別表1（平成26年5月26日発雇児0526第3号）を準用する。

2 前項に規定する徴収相当額については、徴収を行わない。

（医療保険各法及び生活保護法との関連事項）

第12条 養育医療の給付を受ける未熟児が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法により給付が行われることになっており、養育医療の給付は、医療保険各法により給付を受けた残りの部分、いわゆる自己負担分を対象とする。

2 養育医療の給付は、生活保護法による医療扶助に優先して行う。

（低体重児の届出等）

第13条 乳児の出生時の体重が2,500グラム未満であった場合には、すみやかに出生連絡票による届出が行われるよう、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母親学級等の機会をとらえて指導する。

2 市長は、届出のあった未熟児について乳幼児管理台帳を整理し、必要な事項を記入して、事後指導の確立を図る。

（訪問指導の実施）

第14条 法第19条による訪問指導の実施にあたっては、医療機関を通じて未熟児の症状等の把握に努めるものとし、指導内容は、当該医療機関の医師等の意見を聞くほか、「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日児発第934号）の別添「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」のⅡの第二の3及び第三の3を参考とし、特に、合併症又は後遺症等の発現について留意のうえ適切な指導を行う。

（医療機関等との連携）

第15条 訪問指導にあたっては、医療機関等との連携を密に行い、個人情報の取扱いには十分注意する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日より実施する。

この要綱は、令和元年5月1日より実施する。

この要綱は，令和元年12月27日より実施する。